

## 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### 1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年1月25日付厚生労働省令第9号）の施行に伴い改正する

### 2 改正条例

- ① 豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する条例
- ② 豊島区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
- ③ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- ④ 豊島区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

### 3 主な改正内容

改正内容	対応条例
<u>(1) 感染症・災害への対策強化</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策の義務付け</li> <li>・ 業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練実施の義務付け</li> </ul>	①②③④
<u>(2) 地域包括ケアシステムの推進</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症介護基礎研修を受講させることの義務付け</li> </ul>	③④
<u>(3) 介護人材の確保・介護現場の革新</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハラスメント対策の義務付け</li> <li>・ サービス担当者会議等のテレビ電話等の活用</li> <li>・ 諸記録の保存等の電磁的記録化</li> </ul>	①②③④
<u>(4) その他</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者虐待防止の取り組みとして委員会・研修の開催を義務付け</li> <li>・ その他所要の整備</li> </ul>	①②③④ ①③④

### 4 施行期日

令和3年4月1日

ただし、①、②及び④の条例の一部について令和6年4月1日から施行、③の条例の一部について令和3年10月1日及び令和6年4月1日から施行